

2022年5月27日

医療従事者の皆様

一般社団法人 生命保険協会

生命保険の引受・支払実務における遺伝情報の取扱につきまして

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

近年、遺伝学的検査結果に基づく診断や治療が飛躍的に発展していることを踏まえ、生命保険協会として、会員各社への確認のもと、生命保険の引受・支払実務における、遺伝学的検査結果やゲノム解析情報など遺伝情報の現在の取扱について、以下のとおりお示しいたします。

会員各社の引受・支払実務における遺伝情報の現在の取扱

- 生命保険の引受・支払実務においては、告知書や診断書等に記載された病名や手術予定の有無、投薬といった医療行為の内容等に基づき、客観的・合理的かつ公平に判断を行い、人権尊重を基本とした取扱を行っております。
- 上記取扱において、遺伝学的検査*結果の収集・利用は行っておりません。
なお、提出された告知書や診断書等に、遺伝学的検査結果が含まれている場合や、記載された病名や家族の病歴、医師による遺伝カウンセリング実施の記録等から遺伝学的検査結果と同等の情報を特定し得る場合についても、遺伝学的検査結果および遺伝学的検査結果と同等の情報の利用は行っておりません。この取扱については、研究として行われたゲノム解析の結果についても同様です。
- 本取扱については、医療の進歩や社会的な議論の成熟等、環境や情勢の変化に応じ、特に今後ゲノム医療が普及し遺伝情報について消費者の正確な理解が進むことに伴い、新たな課題が認識された場合等には、監督官庁の指導と医療・医学等の関係者の意見を参考とし見直しを行うことを含め適時適切に対応して参ります。ただし、見直し時点までは本取扱を維持いたします。

*日本医学会「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン（2022年3月改定）」の定義による

個別事例に対する引受・支払実務については、各生命保険会社にお問い合わせください。

以上